

第百四十六号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。
第二条の表七十一の項の次に次のように加える。

七十一の二 東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例第七十五号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

各特別区

第二条の表七十六の項を次のように改める。

七十六 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成三十一年東京都条例第三十号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
イ 条例第十五条第一項、第三項及び第四項の規定による管理状況に関する事項の届出の受理
ロ 条例第十五条第二項の規定による管理状況に関する事項の届出の要求
ハ 条例第十五条第五項及び第十六条第二項の規定による届出内容の変更の届出の受理
ニ 条例第十五条第六項（条例第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第十八条第四項の規定による知事が適当と認める区分所有者等の認定

各特別区。ただし、条例第二十一条の規定により適用除外となる事務については、当該事務に係る特別区を除く。

ホ 条例第十六条第一項の規定による届出内容の更新の届出の受理

ヘ 条例第十五条第一項及び第三項の規定による管理状況に関する事項の届出並びに同条第五項及び第十六条第二項の規定による届出内容の変更の届出並びに同条第一項の規定による届出内容の更新の届出に係る督促

ト 条例第十七条第一項及び第二項の規定による報告の徴収又は調査

チ 条例第十八条第一項の規定による助言（同条第四項の規定により知事が適当と認める区分所有者等に対して行うものを含む。）

リ 条例第十八条第二項及び第三項の規定による指導又は勧告（同条第四項の規定により知事が適当と認める区分所有者等に対して行うものを含む。）

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は同年一月一日から施行する。

2 東京都受動喫煙防止条例施行規則（平成三十一年東京都規則第九十五号）附則第三条の規定に基づく準備行為を行う場合において、この条例による改正後の特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表七十一の二の項において該当する事務は、施行日前においても、各特別区が処理することとする。

（提案理由）

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改める必要がある。